

岡崎市子ども・子育て会議の所掌事務の変更について

このたび、幼保連携型認定こども園の認可等について条例で基準を設けるのに伴い、岡崎市子ども・子育て会議において審議を行う所掌事務を以下のとおり変更いたします。

1 所掌事務

- ・ 岡崎市子ども・子育て支援事業計画の策定、変更について
- ・ 施設型給付の対象となる幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員の設定について
- ・ 施設型給付の対象となる家庭的保育事業所等の利用定員の設定について
- ・ 岡崎市における子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項及び施策の実施状況について
- ・ 【追加】幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止、施設の閉鎖、認可の取り消しについて

2 理由

改正認定こども園法の規定により、岡崎市には幼保連携型認定こども園に関する審議を行う合議制の機関を置く必要があります。

認定こども園に係る事務については、特定教育・保育施設の利用定員に関する事項などを「子ども・子育て会議」において所掌していることから、当該事務についても、子ども・子育て会議で取り上げることが適切と考えることによるものです。

3 条例の改正

岡崎市子ども・子育て会議条例の改正案については、岡崎市議会 9 月定例会に上程します。